

○古畳を原料とした飼料，堆肥又は敷草の利用について

（平成14年4月10日）
14生畜第185号

農林水産省生産局長

今般、独立行政法人肥飼料検査所が、古畳を原料とする飼料の分析を行ったところ、BHC及びディルドリンが「飼料の有害物質の指導基準」（昭和63年10月14日付け畜産局長通知63畜B第2050号。以下「指導基準」という。）を超えて検出された旨報告があったところです。これに伴い、下記の対策を講じることとしたので、対応方よろしくをお願いします。

また、その周知徹底状況について、別記様式により、平成14年5月10日までに農林水産省生産局長あて御報告頂きますようお願いいたします。

記

1．農家に対して、古畳を原料とする藁を家畜用の飼料，堆肥又は敷草に用いないよう指導すること。

ただし、当該藁が指導基準を満たすことが確認されている場合、飼料として用いることができる。また、BHC，DDT，アルドリン，ディルドリン，エンドリン，クロルデン及びヘプタクロルが検出されないことが確認されている場合は、堆肥又は敷草として用いることができる。

2．古畳を原料とする藁を飼料，堆肥又は敷草として利用していた農家及び堆肥の生産業者を調査し、使用していた場合は、入手先（製造・販売業者，商品名），使用農家の氏名及び住所を衛生部局及び農林水産省生産局畜産部飼料課に連絡すること。

〔古畳に由来する稲わらの利用について〕

古畳に由来する稲わらについては、家畜の飼料用に販売・使用されている例がありますが、このような古畳由来の稲わらについては、ディルドリン、DDT、BHC等の**現在使用が禁止されている有機塩素系殺虫剤を含む場合があります。**

古畳に由来する稲わらについては、以下の点について十分にご注意願います。

- 1 **安全性の確認なしに、古畳をほぐして家畜の飼料や敷料に用いないで下さい。**
- 2 **古畳をほぐして飼料用に販売又は譲渡する場合、飼料安全法に基づく飼料製造業者の届出が必要です。**
- 3 **「飼料の有害物質の指導基準」を超えて有害物質を含む稲わらについては、飼料としての販売や使用をしないで下さい。**
- 4 **家畜の飼料などに用いるための稲わらを購入する際は、来歴や品質管理の方法等について販売業者に十分ご確認下さい。**

(参考) 飼料の有害物質の指導基準(一部のみ抜粋)

有機塩素系殺虫剤の種類	基準値	有機塩素系殺虫剤の種類	基準値
ディルドリン(アルドリを含む)	0.02 ppm	BHC	0.05 ppm
総DDT	0.5 ppm	エンドリン	0.01 ppm

